

早島町飼い主のいない猫の 不妊去勢手術費用補助事業について

早島町では、飼い主のいない猫の繁殖を抑制し、町民の衛生的な生活環境の確保を図るため、町内に生息する飼い主のいない猫への不妊去勢手術費用を補助します。

【補助の対象となる猫】

町内に生息する飼い主のいない猫。

※飼い猫は対象となりません。

※手術後、終生屋内で飼育してくださる方への譲渡に努める場合は対象になります。



【補助の対象者】

- ①早島町に住民票を有する個人
- ②町内で活動する動物愛護団体等

【補助金額】

1匹につき上限10,000円

※予算上限に達した場合、年度内であっても補助を終了します。

※補助金のお支払いは手術の後になります。

【補助の要件】

以下の条件をすべて満たすことが条件です。

- ①手術を行う前に、対象猫に飼い主がいないことを確認済であること。
- ②自ら猫を捕獲し、不妊去勢手術を行う動物病院に連れていくこと。
- ③手術済みであることがわかるように、片方の耳の先をV字にカットすること。
- ④手術の実施は、営利目的ではないこと。

【手続きについて】

必ず手術の実施前に申請が必要です。（交付決定前に手術をされた場合、補助金は交付されません。）裏面の「申請のながれ」をご確認のうえ、必要書類を添えて 環境上下水道課にご提出ください。

〈お問合せ〉 早島町環境上下水道課

TEL086-482-0617

〒701-0303 都窪郡早島町前潟 360 番地 1

申請の流れ

必ず手術の実施前に申請をしてください。術後の申請は補助の対象外となります。

1. 申請書類を提出する

環境上下水道課へ申請書類を提出してください。

【補助金交付申請書類】

- 補助金交付申請書兼誓約書（様式第1号）
- 猫が生息する地域の地図

2. 町より補助金交付決定通知が届く

3. 手術前までに地域住民に猫の捕獲する

対象となる猫が飼い主のいない猫であることを必ず確認してください。当該猫の捕獲や手術によって生じたトラブルについては、町は一切の責任を持ちません。

4. 手術を実施する

交付決定日から60日以内またはその年度の3月31日にいずれか早い日までに手術を実施してください。

- 手術済の目印として片方の耳の先にV字カットの処置が必要です。
- 猫の全身写真…手術実施前と実施後（V字カットがわかるもの）を撮りましょう
- 実績報告書に獣医師による手術の証明（署名又は記名押印）を受けましょう。
- 手術費用の領収書をもらいましょう。（不妊去勢手術費用にかかる費用がわかるもの）

5. 実績報告書を提出する

環境上下水道課へ実績報告書を提出してください。（手術完了の日から30日以内またはその年度の3月31日にいずれか早い日までに）

【実績報告書類】

- 補助金実績報告書（様式第4号）
- 猫の全身写真…手術実施前と実施後（V字カットがわかるもの）
- 領収書（不妊去勢手術費用に掛かる費用がわかるもの）

6. 町より補助金額確定通知が届く

7. 補助金交付請求書（様式第6号）を提出する

8. 補助金の交付